

○ 移住支援金(改正後)対象者チェック表

1 以下の全ての要件を満たすこと		
<ul style="list-style-type: none"> ・住民票を移す直前(※1)の10年間のうち、通算5年以上、東京圏、大阪圏、名古屋圏に在住していた 東京圏:東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 大阪圏:大阪府、兵庫県、京都府、奈良県 名古屋圏:愛知県、岐阜県、三重県 	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;"> 関係人口の場合、東京圏在住者のみが対象となるので注意! </div>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・住民票を移す直前(※1)に、連続して1年以上、東京圏、大阪圏又は名古屋圏に在住していた 		<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・移住支援金の申請時において、転入後3か月以上、1年以内(※2)である 		<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有している 		<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない 		<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・日本人又は在留資格を有する外国人である 		<input type="checkbox"/>
2 以下のいずれかの場合における要件を全て満たすこと		
【移住・就業マッチングサイト掲載求人への就職の場合】		
<ul style="list-style-type: none"> ・就業先が都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人である 		<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続3か月以上在職している 		<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・3親等以内の親族が代表者、取締役等を務めている法人への就業でない 		<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している 		<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である 		<input type="checkbox"/>
【プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用した就職の場合】		
<ul style="list-style-type: none"> ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続3か月以上在職している 		<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している 		<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である 		<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない 		<input type="checkbox"/>
【人材確保困難職種への就職の場合】		
<ul style="list-style-type: none"> ・該当の職及び就職支援サイト又は人材紹介所により、福岡県内の事業所等に就職している 		<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・3親等以内の親族が代表者、取締役等を務めている法人への就業でない 		<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続3か月以上在職している 		<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している 		<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である 		<input type="checkbox"/>
【自営での農林漁業への就業の場合】		
<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業に係る該当の人材確保支援策を活用した者又は市町村が別に認める者である 		<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・移住支援金の申請日から5年以上、自営での農林漁業への就業を継続する意思を有している 		<input type="checkbox"/>
【テレワーク勤務の場合】		
<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動等ではなく、自己の意思で移住し、移住先を生活本拠とし、移住元での業務を引き続き行っている 		<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県サテライトオフィス等進出支援金の支給を受けた企業等から資金提供されていない 		<input type="checkbox"/>
【関係人口の場合】		
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が定める関係人口に該当する者である（官公庁及び地域おこし協力隊を除く。） 		<input type="checkbox"/>

※1…農林漁業の研修を受講するため、住民票を移した場合は当該住民票異動の直前

※2…農林漁業の研修を受講した者については、当該研修期間は3か月以上1年以内の算定に含めない。